

新聞發表

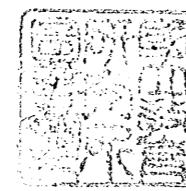
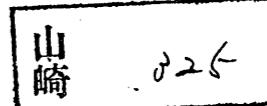
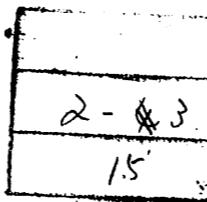
昭和21年9月19日

高校體育研究委員會設置について

馬鹿の馬鹿的刷新を圖るため、今後文部省に高校體育研究委員會を設置すること、なつた。

この委員會は、體育の刷新についての一般的な問題を始め、具体的教養内客等について體育研究を行ひ、今後の體育施設についての基準を明にし、又現下の教學上の弊針を確立せんとするものである。

これがため委員會は、師民學校、中等學校、高等專門學校に於ける體育及び學校體育に関する一課事項、體育に於ける健康衛生面の各學門に於ける研究報告を文部大臣に提出するものである。



體育研究委員會第一回總會次第

一、場所 東京女子高等師範學校

一、日時 昭和二十一年九月二十一日（金）午前九時より

司會委員會幹事

一、文部次官挨拶

一、ノーウィル少佐挨拶

一、委員長、副委員長の互選

一、委員長、副委員長挨拶

一、議事

イ、議事規則の創定に就て

ロ、議事の運営に就て

ハ、本会の健

◎ 日 次（體育研究委員會第一回總會に配布すべきもの）

一、第一回總會次第

一、委員名簿

一、委員會要綱

一、米國教育使節團報告書

一、民間情報教育部よりの委員會運営に關する助言

一、學校體育關係法規拔萃

一、通牒類（發體七三號、發體八〇號、發體八三號）

一、體育擔當地方事務官會議に於ける文部大臣の諮詢事項に對する答申

一、體育擔當地方事務官の學校體育教授要目制定に關する改正意見

一、高等學校體育科教授要綱（案）

一、委員略歴及び連絡先記入用紙

國立體育研究委員會總會議席圖

23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22

10

四

卷三

卷之三

華僑報

卷之三

寧寧

學校體育研究委員會要綱

一 學校體育研究委員會は、學校體育に關する重要事項の調査審議及び、學校體育内容の研究を行ふ。

委員會は、前項の調査審議並に研究の結果を文部大臣に報告し、及び文部大臣の諮詢した學校體育に關する重要事項について答申するものとする。

二 委員會は委員長一人、副委員長一人及び、委員六十人以内で、これを組織する。

特別の事項を調査審議又は研究するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

三 委員及び臨時委員は、學校體育に關する専門家並に學識經驗ある者の中から文部大臣がこれを命じ、又はこれを委嘱する。

四 委員長及び副委員長は委員の互選による。

五 委員長は會務を總理する。

副委員長は、委員長を輔佐し、又委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

六 委員會設置の期間は二ヶ月以内とする。

七 委員は左の部に分属し各部毎に主査を置くものとする。

第一部 學校に於ける體育

第二部 男子中等學校に於ける體育

第三部 女子中等學校に於ける體育

第四部 男子高等專門學校に於ける體育

第五部 女子專門學校に於ける體育

第六部 異校體育に關する一般事項

第七部 學校體育に於ける健康衛生面

八 委員會の會議には、文部省關係官は出席して、意見を述べることができる。

九 委員會に幹事を置く。

幹事は、文部大臣がこれを命ずる。

幹事は、上司の指揮を受けて、庶務を整理す。

書記は、上句の指揮を受けて、庶務に從事する。

高 校 師 生 研 究 会 議 事 極 則 律

第一條 會長は、委員長がこれを指揮する。

第二條 委員長は、會議の議長となり、議事を審理する。

第三條 委員長と副委員長が共に事務があるときは、務め委員長の名する委員が、委員長の席を代理する。

第四條 會計は、委員及び會議の目的たる事項に關係ある賄賂委員を含せて、その二分の一以上の出席がなければこれを聞くことができない。但し豫め時に議決を経たときはこの限りでない。

第五條 講演席は豫め抽籤でこれを定める。發言しようとするものは、議長の許可を受けなければならない。

第六條 調正の動議を提出しようとするものは、案を作り、議場に差し出さなければならない。但し輕易な修正は口頭で述べることが出来る。

第七條 動議は、賛成者がなければ、議題とすることができない。

第九條 議事は、出席の委員及び臨時委員の過半数でこれをきめる。

可否同士のときは議長がきめる。

第十條 探決は、起立によつてきめる。但し、議決により記名投票又は簽名投票を用ひることができる。

第十一條 委員長が必要と認めたときは、特別の事項を審査するため特別委員を置くことができる。

特別委員は委員及び臨時委員のうちから委員長がこれを署名する。

第十二條 特別委員は、特別委員會を組織し、其の互職により委員長を置く。

特別委員は審査の經過及び結果を會議に報告しなければならない。

第十四條 議事録は、幹事がこれを作成する。

第十五條 本則に規定してない事項に付ては委員長が必要に應じてこれをきめる。

民間情報教育部よりの委員會運營に關する助言

民主的選舉の原則

一、構成員には候補者を推薦する機會を與へるべきである。

二、通常各地位につき二名乃至、それ以上の被推薦者があるべきである。

三、候補者についての十分な豫備知識が要へらるべきである。

四、候補者の長所、短所についての自由な討議と考察をなす機會を與へるべきである。

五、投票は、誰が投票したかが候補者に分らないやうな方法で行はるべきである。さらに重要な投票に於ては、誰が誰に投票したかがお互に分らないやうな方法で行ふべきである。従つて無記名投票を提案する。

六、當選が宣明される爲には、候補者は過半數の得票がなければならぬ。

七、票數を數へ、得票數を報告する際には正確さと、眞實さを保證し得る様注意を拂はねばならない。

民主的決定法の原則

一、構成員には、考究すべき問題を提出する機會を與へるべきである。

二、決定についての開與者は、問題についての重要な事實の凡てを利用すべきである。

三、二者擇一的決定法を考慮すべきである。

四、包藏する問題については自由な討議と、考察をなす十分な機會を與へるべきである。

五、重要な論争問題についての投票は、個々人が他人の投票に影響されず又、各個人が立場を他人に知らせる様な組織によつて困惑させられる事のない様な方法で行ふべきである。

六、多數決制が必要である。

七、票數を數へ、得票數を發表する際には正確さと、眞實さを保證し得る様注意を拂はねばならない。

GUIDELINES OF A DEMOCRATIC ELECTION

1. Members should be afforded the opportunity of making nominations.
2. Ordinarily there should be two or more nominees for every position.
3. Full information concerning the candidates should be available.
4. There should be ample opportunity for free discussion and consideration of the strength and weaknesses of candidates.
5. Ballotting should be conducted in such a way as to prevent candidates from influencing anyone voted, and in important election no one should know how anyone voted.
6. In order to be declared elected, a candidate must have a majority vote of the casting ballots.
7. Care should be taken to assure honesty and accuracy in counting and reporting of ballots.

GUIDELINES OF A DEMOCRATIC DECISION

1. Participants should be afforded the opportunity of presenting problems for consideration.
2. Participants in the decision should have available all of the principal facts concerning the problem.
3. Alternative solutions should be given consideration.
4. There should be ample opportunity for free discussion and consideration of problems involved.
5. Elicitations on important controversial issues should be conducted in such a way that individuals will neither be influenced by the notes of others or embarrassed by a situation which permits others to know the stand which they have taken. Thus secret written ballot is suggested.
6. Majority decision is necessary.
7. Care should be taken to assure honesty and accuracy in counting and reporting of ballots.

John W. Norville

一 氏名

(口十二字)

性(男女)

年令()

才()

二 現住所
三 現職

四 學歷

五 學校卒業以來，主職歷

六 著書

七 体育三閥九兒經驗及閱歷

八 其他，參考事項

九 連絡先

(電話
局
番)

學校體育研究委員會委員氏名及び部屬 (ABC順)

第一部 (國民學校之部)

大阪市依羅國民學校長 藤木正
東京都高田等五國民學校長 名倉和
新潟縣野野町國民學校教官 露水雄
川越市川越第一國民學校教官 西鴻吉
東京都常盤松國民學校校長 隆一
東京高等師範學校附屬國民學校教官 濱木
橫濱市浦島國民學校教官 田中露水
東京都四谷第六國民學校教官 田中正
東京高等師範學校教官 田吉
東京體育專門學校教官 松後
藤村高等女學校教官 伊澤太郎
東京體育專門學校教官 本間
日本體育專門學校教官 加藤
東京高等師範學校教官 三橋
東京高等師範學校教官 藤岡
東京女子高等師範學校教官 吉春
東京帝國大學務官 壽太郎
早稻田大學教官 茂雄
日本體育專門學校教官 工一
東京高等師範學校教官 戸倉
東京高等師範學校教官 喜一郎
東京高等師範學校教官 一成
東京高等師範學校附屬中學校教官 江尻
埼玉縣浪和中學校教官 原田
蘆布中學校長 綱川
東京都立上野中學校教官 松山
千葉縣佐原青年學校長 塚本
東京都立電機工業學校教官 永治
千葉縣野田農工學校教官 宇佐美
守

兼務

東京體育專門學校教官 本間
藤村高等女學校教官 伊澤
東京體育專門學校教官 加藤
東京體育專門學校教官 三橋
日本體育專門學校教官 藤岡
東京女子高等師範學校教官 吉春
東京帝國大學務官 壽太郎
早稻田大學教官 茂雄
日本體育專門學校教官 工一
東京高等師範學校教官 戸倉
東京高等師範學校教官 喜一郎
東京高等師範學校教官 一成
東京高等師範學校附屬中學校教官 江尻
埼玉縣浪和中學校教官 原田
蘆布中學校長 綱川
東京都立上野中學校教官 松山
千葉縣佐原青年學校長 塚本
東京都立電機工業學校教官 永治
千葉縣野田農工學校教官 宇佐美
守

第二部 (男子中等學校之部)

東京高等師範學校附屬中學校教官 江尻
埼玉縣浪和中學校教官 原田
蘆布中學校長 綱川
東京都立上野中學校教官 松山
千葉縣佐原青年學校長 塚本
東京都立電機工業學校教官 永治
千葉縣野田農工學校教官 宇佐美
守

神奈川縣小田原中學校教官 山崎義雄
岡崎高等師範學校教官 濱井淺一
東京高等師範學校教官 今村嘉雄
日本高等實驗門學校教官 遠山喜一郎

山梨縣立山梨高等女學校教官 飯島五郎
藤村高等女學校教官 伊澤小林
女子體育院教官 千代榮
奈良女子高級師範學校附屬國民學校教官 松本清江
東京都立第二高等女學校教官 大崎秀喜
東京都立時代高等女學校教官 光石典子

千葉縣佐原高等女學校長山口久太
崎崎市立高等女學校教官 矢田香子

東京教育專門學校教官 木下休藏
東京高等師範學校教官 淺井茂雄
東京高等師範學校事務官 今村嘉祐
東京高等師範學校教官 三橋茂雄
成蹊高等學校教官 下關義雄
駒東學院 車門學校教官 佐吉源三郎

第三部（女子中學校之部）

東京體育專門學校教官 鶴岡英吉
日本體育專門學校教官 遠山喜一郎
兼務

第五部（女子專門學校之部）

明治大學教官 松本瀧藏
東京女子體育專門學校長 藤村トヨ
犬阪女子專門學校教官 河井富美惠
廣島女子高等師範學校教官 川村英男
東京女子高等師範學校教官 森悌次郎
津田塾專門學校教官 中島孝子
Y. W. C. A. 武内キタエ
東京體育專門學校教官 竹下休藏

第六部（體育一般之部）

東京女子高等師範學校教官 戸倉八ル
東京帝國大學教官 東龍太郎
大日本體育會理事長 清瀬三郎
公衆衛生院技官 松井三雄
明治大學教官 松本瀧藏
東京高等師範學校教官 野口源三郎
東京體育專門學校長 大谷武一
兼務

第七部（保健教育及學校衛生之部）

東京帝國大學事務官 加藤

夫

兼務

東京都臨川國民學校齒科醫 原
東京帝國大學教官 福田
日本學校衛生會理事長 岩原
千葉縣千葉國民學校校醫 川市
東京帝國大學教官 栗原
東京齒科醫學專門學校教官 奥
公衆衛生院部長 斉藤
東京都立岩國民學校養護教員 千葉
東京帝國大學教官 村山
龍太郎 太田
タツシ平信拓三
タクミ重吉
タケシタツシ
タツシタケシ

農林省有旨本委員會下向經國(九月三日九時和葉草文)
（新任官員）

第四號令開之當之年一言。即特特之甲也へま。

御私知の爲せ我國及の自子を下す。其大

事重視の一事莫の平和日本主主義國家に重視する

ニシテありま。一々不便節を放ト送アセビシロハ固より

國民の一人人間が乞の貴之幸成ト夫ルハヒ應ト之

全力を發揮一ひナ中はらう所ノリヤモチガ、ねんと

中一十九其の他考をひもは教育であります。

各種教育があり其れをすればどうかと言ひます。

二つ意味に祐寺と通じて和洋に亘る二種あります。

即ち軍國主義は極端の國家主義、舊式學校教育云々此降根本的開拓改善する二種凡て

ものゝ基礎より始り其處で前り又つ最も多く

多居た(主としてある)と思ふのであります。

今後上部者と下部者は終戦に伴う改復

ノ子孫ノ國ナリ諸子第ノ一子ナレル凡ゆる角度ナニ
脱立應討ニ繋ガナリと考ヘ忽黒ニ嘗試一擧ヘシ
ロハ即時之を奪フリニまつてアリセマス。

此一相手内に應討乞多すべ多ク、軍團少第3回復
ノ報を以テ知ルタリアリ也。

特ノ件内に其小日等安否主義別思奉是多所口言シ
ベテヨリ矣カラニ同モ一ノモ又國體性の靈れど莫カラ
見手一ノモ既主主義教育の上に當大旨仰御前之請

ちへもりてありますから、學校教育の内容としり作育
の別新舊を圖るには、後後の教育上最も重大的にして
あると信ずるにあります。

初の別新舊を述せ多々あるが、最も多くが
日本一の別新舊を述せたものである。研究
院と中央とも年譜の二年半前より著者、研究
者、統括者等直接本育心をもとにしたのである
が、その點が新舊の區であります。つまりし、何時
にどの点が新舊の區であります。つまりし、何時

此校体育研究所は、最初は設置して一年は第二年

まち。

もつとより學校体育の制度上の問題の取扱いが天下

教育刷新委員會に於て検討されてあります

學校教育の制度の決定を見まことに更なる検討

をすが原則であると思ひますが、一、德育の二、

一日も勿せに生徒の軍隊でありあります。原則は原則

と云ふ事に當然應付し、研究を要する事であつた

が、一日も早くこれに着手し、之を結果として要する所なり。

つるべ能の限、重に之を嘗て一々やがておなじと思ふ。

かくぞりまち。

の、さへ意味は承ります。特に本番の御内閣に御置きまし

のである事が、名主の社か中止の如きの我が國歴史

往角より方即ち刷新を是と云ふ根本の諸問題

をほしより舊聞筋継正の内容、(是)する其等の諸問題

に就て凡ての角膜のうるうる調査詳報議下さ

キル事に平和の本の建設、實一早に致す

御印を承候の旨承り見送一セバ此に付じ有ります。
 独立年一月後一月（御内閣にて相中は有らぬ）
 之處へ去りが御多忙中誠に他宿で有る所、御了り
 御願ひ申す。

右事正御諱承知せば此ニ付會合年御有り
 まへてはトウ半國の權威者アフロトイ博士を招
 聘して、本番開港の宣誓指揮の如きを
 常在下有キテ、御心に於て同博士加宗嗣

不可能となりて御内閣軍事局御内閣
情報本部御内閣少佐御内閣御内閣
閣ふことにして一月セリテの機関御内閣
内閣本部御内閣御内閣御内閣
御内閣御内閣御内閣御内閣
御内閣御内閣御内閣御内閣
御内閣御内閣御内閣御内閣